



第66回 中学校体育大会

5/25

- 平成25年度国民健康保険料率が決定
- ローズガーデンオープンのお知らせ
- 産業後継者等の各種助成のお知らせ
- 農委だより

平成25年度 国民健康保険料
保険料率が決定しました！！
6月に郵送される納入通知書でご確認を・・・

平成25年度の国民健康保険の保険料率が次のとおり決定しました。

保険料は、1年間に予想される医療費等から国や道及び町などの負担分を差し引いた額を国保加入者で負担するもので、保険料率は医療費の状況や国保加入者の所得状況により見直しを行っています。

また、40歳から64歳までの方は、医療給付費分と後期支援金分のほかに介護納付金も合わせて納めていただきます。

国民健康保険は、私たちが生活をしていく中でなくてはならない制度ですので、保険料は必ず納期までに納めてください。

平成25年度 国民健康保険料率

区 分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	内 容
所得割	3.52%	1.10%	0.75%	世帯の所得に応じて計算
資産割	35.10%	10.96%	9.02%	世帯の土地・家屋の固定資産税に応じて計算
均等割	32,200円	10,100円	12,000円	世帯の加入者数に応じて計算（1人当たり）
平等割	18,000円	5,700円	4,900円	世帯にかかる額（1世帯当たり）
限度額	510,000円	140,000円	120,000円	1世帯当たりの保険料限度額

※世帯の合計所得金額が一定額以下の場合は、均等割と平等割に軽減措置（2割・5割・7割軽減）があります。

◆お問い合わせ … 電話 33-2111
住民課住民福祉グループ（内線44番）または総務課総務グループ（内線35番）



ローズガーデンちっぷべつ
6月22日（土）午前9時オープン



開園期間 6月22日（土）～ 10月6日（日）
開園時間 午前9時～午後5時〔入園は午後4時45分まで〕
入園料 無料（美しいバラを維持するため、協力金をお願いしています）



- ◆オープン記念として、先着300名様に記念品を進呈いたします。
- ◆ローズガーデンに隣接する観光体験牧場「めえーめえーランド」にもご来館ください。

ご来園お待ちしております。

◆お問い合わせ：産業課産業グループ
電話 33-2111（内線64番）

『まちづくり・まちおこし事業』のお知らせ

～ あなたの思いをまちづくりに活かしませんか？ ～

あなたが日頃から考えている、自主的・自発的なまちづくりに役立つ事業に対し、経費の9割を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

○対象団体

- ◆町内に住所を有している5人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOでの活動やボランティア活動など、住民参加による町内での地域活動団体
- ※ただし、営利目的や政治目的の活動、宗教の布教活動など、この事業の主旨に反する団体は対象外です。

○対象事業

- ◆地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など）
- ◆地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：〇〇町内会〇〇まつりなど）
- ◆団体の活性化を目的とした活動など（例：スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など）
- ◆町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）

○対象となる経費及び助成額

- ◆対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など
- ※賃金等、一部の経費は対象外です。
- ◆助成額：1つの事業の助成限度額は30万円です。
(ただし、助成額は全体事業費の9割以内とします)

○対象事業の要件 **※全ての要件を満たすこと**

- ◆町内で実施される事業
- ◆公共性が認められる事業
- ◆「協働」の創出が認められる事業
- ◆他の補助を受けていない事業
- ◆補助対象経費が5万円以上の事業
- ◆年度内で完了する事業



○その他

- ◆申し込みのあった事業については、公共性、発展性、実現性、自立性等を審査し、事業を採択します。
- ◆詳しくは役場企画課企画グループまでお問い合わせください。

◆お問い合わせ … 企画課企画グループ 電話 33-2111 (内線71・72番) ◆

『公用車の貸し出し事業』のお知らせ

～ 町民による協働活動をバックアップします ～

町民の皆さまが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸し出しします。

○貸出対象 ・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。

※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や5人未満の活動には、貸し出しできません。

○貸出車両 ①ダンプトラック（最大積載8,500kg）

- ・定員3名：運転者は、大型自動車運転免許証が必要です。
- ・貸出期間は、毎年5月1日～10月31日まで。

②タイヤショベル（13t級）

- ・定員2名：運転者は、大型特殊自動車運転免許証、作業が伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習終了証が必要です。
- ・貸出期間は、毎年5月1日～10月31日まで。

③タウンエーストラック（1t級） 《2台あり》

- ・定員3名：運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。
- ・1年間を通じて貸し出しできます。

④小型タイヤショベル（バケット0.6m³）※写真の車両

- ・定員1名：運転者は、小型特殊自動車運転免許証、作業が伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習終了証が必要です。
- ・貸出期間は、毎年5月1日～10月31日まで。



○諸条件 ・使用区域は、原則町内です。

・使用する10日前までに申し込みをしてください。

・使用できる時間は、原則として午前9時から午後5時までとし、最大2日間使用できます。

○その他 ・貸出車両は公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸し出しできない場合があります。

・車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。車両が損傷した場合は、修繕・賠償をしてもらうことがあります。

・詳しくは役場企画課企画グループまでお問い合わせください。

◆お問い合わせ … 企画課企画グループ 電話 33-2111 (内線71・72番) ◆

住宅用太陽光発電システム 設置補助金のご案内

対象になる方

- ★ 町内に住所を有する方（町に転入し、住所を有する予定の方を含む。）
- ★ 自ら居住する住宅に、新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方
- ★ 公租公課の滞納がない方

補助の対象となる設備 下の全てを満たした設備が対象となります。

- ★ 公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満のもの
- ★ 太陽光発電普及拡大センターの適合機種に該当する太陽電池モジュールを使用したもの
- ★ 未使用品であるもの
- ★ 電力会社と電力受給契約を締結するもの
- ★ 発電量等を計測・記録出来る機器が設置されているもの

補助金の額

- ★ 太陽電池モジュールの公称最大出力の値に、国が実施する住宅太陽光発電導入支援対策費補助金同等額を乗じて得た額とする。
（公称最大出力3kWを上限とする。）

平成25年度は1kW当たりのシステム価格が

- ・41万円以下の場合 20,000円/KWを補助（上限 60,000円）
- ・50万円以下の場合 15,000円/KWを補助（上限 45,000円）

必要書類

- ★ 補助金交付申請書
- ★ 住民票、公租公課の滞納のない証明書
- ★ 太陽光発電システム設置の仕様書及び図面
- ★ 工事請負契約書の写し
- ★ 太陽電池モジュールの最大出力の合計値が確認できるものの写し など

定住促進宅地取得奨励金のご案内

秩父別町に永住することを目的に、用地を購入し住宅を新築された方に「定住促進宅地取得奨励金」を支給します。

●対象になる方

- ★永住を前提として5年以上の居住を確約できる方
- ★100平方メートル以上の住宅用地を購入し、1年以内に65平方メートル以上の住宅を新築して登記を完了された方

●奨励金額

- ★住宅用地取得代金の2分の1（ただし、上限100万円）
- ★39歳以下の方が申請した場合は、奨励金を20%増額します。

●必要書類

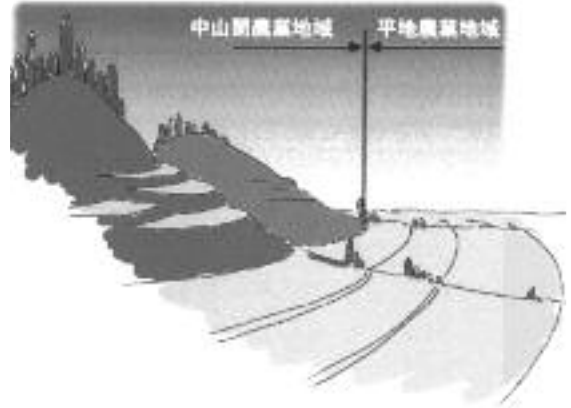
- ★申請書及び定住を確約できる誓約書（役場にあります）
- ★土地売買契約書（写し）、建物の所有権が確認できる書類、住民票謄本、土地登記簿謄本 など



中山間地域等直接支払制度

◆中山間地域とは

平野部の端から山間部に至る地域のことを中山間地域といいます。高齢化が進む現在、平地に比べて傾斜地が多く、作業効率等の条件に不利な部分があることから、担い手の減少や耕作放棄の発生などが懸念されます。



◆制度の趣旨

中山間地域における農業生産条件の不利の補正により、農業生産活動を継続し、農業によって守られてきた多面的機能(洪水の防止、良好な景観形成等)を維持することが目的です。

平成12年度の制度創設以来、秩父別町でもこの制度に取り組んでいます。平成22年度からは第3期対策として、4集落(東、東方、協栄、日の出)と水稻を対象に協定を結びました。各集落においては様々な取り組みがされています。

◆共同取組活動の主な内容

農業生産活動等

- ・法面の崩壊未然防止活動、土質の改良(全集落)
- ・水路・農道等の適正な管理(全集落)
- ・多面的機能を増進する活動
 - ・景観作物の植栽
(東：ひまわり、東方：コスモス、協栄：ルピナス)
 - ・都市住民との交流(日の出：稲刈り体験)

農業生産活動等の体制整備

- ・生産性を高める融雪活動(全集落)
- ・機械の共同利用(東、日の出)
- ・生産性収益の向上(東：専用米袋の利用)



【共同作業による農地等の保全活動】

◆平成24年度の対象農地面積・交付金の状況

集落名	戸数	交付対象面積		交付単価 (円/㎡)	集落交付金 (円)	交付金の内分	
			(㎡)			直接支払分	共同取組分
東	11	急傾斜	187,141	21.0	4,242,561	2,121,283	2,121,278
		緩傾斜	39,075	8.0			
東方	23	緩傾斜	1,029,508	8.0	8,236,064	4,118,032	4,118,032
協栄	35	急傾斜	24,988	21.0	12,078,900	6,039,450	6,039,450
		緩傾斜	1,444,269	8.0			
日の出	20	緩傾斜	681,800	8.0	5,454,400	2,727,200	2,727,200
計	89		3,406,781		30,011,925	15,005,965	15,005,960

※この事業は、国が1/2、道が1/4、町が1/4(7,502千円)負担し実施しています。

産業後継者等の各種助成のお知らせ

○産業後継者新規就業支援事業

町内で農業・商工業などを営む者の後継者及び新規参入者が、その自営業などに新たに就業する際、良好な経営を後押しし経営の継続発展を図るため支援金（20万円）を交付します。

◆対象者

※次の全てに該当する方

- ・秩父別町に住所を有すること。
- ・公租公課に滞納がないこと。
- ・自営業の経営を引き継いで経営者となる意志を有し、同時に申請時の経営者とその意志を認める者であること。
- ・申請時に対象となる自営業などに従事していること。
- ・支援金の交付決定の日から3年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。



◆支援金の額

- ・自営業など1経営体につき交付対象者1人とし、20万円

◆必要書類

- ・住民票謄本、公租公課の滞納の無い証明書
- ・定住誓約書、経営継承および経営継承承諾書（様式は役場産業課にあります）

○秩父別町農業後継者奨学金貸付事業

秩父別町の農業経営の安定と優れた農業後継者を育成・確保するため、農業関係高等学校または大学等に在学する者に必要な資金（奨学金）を貸付します。

◆対象者

- ・農業高等学校・農業大学校・農業関係大学などに在学する学生で、卒業後秩父別町で農業経営の担い手になろうとする者。

◆貸付額

- ・高等学校に在学する者 月額10,000円
- ・大学等に在学する者 月額30,000円

◆貸付期間

- ・正規卒業または修了の最短期間
（ただし、高等学校と大学等を通算しての貸付は行わない。）

◆必要書類

- ・申請書、家庭状況調査（様式は役場産業課にあります）
- ・在学証明書
- ・連帯保証人の源泉徴収票の写しまたは所得証明書
- ・戸籍謄本、住民票抄本（秩父別町に住所を有しない者）



◆貸付金の償還免除

- ・卒業後、引き続き秩父別町で5年間農業経営に従事したときは貸付金の債務を免除します。

○産業後継者結婚祝金

町産業後継者育成推進協議会では、産業後継者の育成及び研修、花嫁対策に取り組んでいますが、本町の産業後継者が結婚した場合、結婚祝い金を交付しています。

◆結婚祝金の額 1万円（この他に町の結婚祝金支給事業もあります。）

【実施主体：産業後継者育成推進協議会（事務局 産業課産業グループ）】



◆お問い合わせ … 産業課産業グループ 電話 33-2111（内線66番）◆